**設備保守点検業務委託仕様書**

1　件　名

　　ともかぜ振興会館設備保守点検業務委託

2　履行場所

　　那覇市金城3丁目5番地3

ともかぜ振興会館

　　※RC造3階建 一部鉄骨造(屋根)　建物面積1,934.41㎡　延べ面積2,842.41㎡

3　期　間

　　令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4　設備保守点検業務の種類

　(1)　自家用電気工作物保守点検業務

　(2)　消防設備保守点検業務

　(3)　防火設備点検業務

5　共通事項

　(1)　本仕様書は、本業務の大要を示すものであり、本仕様書に具体的な記載のないものであっても、本業務対象設備の付属品等の点検や、業務の性質上、受託者が当然行うべきもの及び軽微な事項は受託者が実施する。

　(2)　受託者は、本業務を的確に行うために、適正な人員を配置し業務全般の進行管理を行うとともに、総合的な管理の責任をもって自主的、計画的、かつ積極的に行わなければならない。

(3)　本業務の対象設備等の種別・数量について本仕様書に記載の内容と現況に相違がある場合は、現況を優先する。この場合において、受託者は速やかに発注者の担当職員に報告する。

(4)　受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

(5)　受託者は、本業務に関連する法令等の改正があった場合は、遅滞なく当該業務の見直しを行い、担当職員に報告するものとする。

(6)　本業務の実施に伴って必要な官公庁その他関係機関への手続は、受託者が自らの負担において行うものとする。

(7)　受託者は本業務の全部を一括して再委託してはならない。また、受託者が本業務の一部について再委託しようとする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

(8)　受託者は、点検等の業務を実施したときは、その結果についての報告書を発注者に提出するものとする。

(9)　委託料の支払いは、各業務の定期点検の実施後に行うものとし、その内訳は、契約書に定めるものとする。

6　特記事項

　(1)　自家用電気工作物保守点検業務

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 電気事業法、電気事業法施行規則及び保安規程に基づく、電気工作物の維持運用に関する保安の月次点検及び年次点検  その他必要な申請、届出、報告等 |
| 対象機器等 | 受変電設備、非常用発電設備その他電気設備 |
| 作業頻度 | ①月次点検：毎月  ②年次点検：年1回(月次点検を含む。)  ③臨時点検：必要の都度 |
| 資格等 | 電気事業法施行規則の規定に適合する者 |
| その他 | 緊急時等の対応・連絡体制を整えること |

　(2)　消防設備保守点検業務

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 消防法に基づく消防設備等の点検及び結果報告  設備等の維持管理 |
| 対象機器等 | 屋内消火栓、消火器その他消防用設備 |
| 作業頻度 | ①総合点検：年1回  ②機器点検：6月1回  ③非常用発電機点検：年1回 |
| 資格等 | 消防設備士又は消防設備点検資格者 |
| その他 | 消防用設備点検を実施したときは、所定の様式による検査票のほか、次の資料を提出すること。  ①故障等の不具合箇所を明示した位置図等  ②次年度に交換又は点検を要する設備等(消火器、耐圧ホース等)の一覧表  避難訓練を実施する場合の訓練補助を行うこと |

　(3)　防火設備点検業務

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 建築基準法に基づく防火設備の点検 |
| 対象機器等 | 防火扉(1箇所) |
| 作業頻度 | 点検：年1回 |
| 資格等 | 一級建築士、二級建築士、建築設備等検査員 |
| その他 | 点検結果の報告書を提出すること |

7　協議等

本業務の実施において、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。